

令和元年10月～「幼児教育・保育の無償化」を反映した

足立区の幼稚園の補助金 についてお知らせします

1 保育料・入園料

【対象者・補助額】

幼稚園を利用する3歳児（年少）クラスから5歳児（年長）クラスまでの全ての子ども¹の保育料が、所得に関係なく月額上限**33,000円**まで補助されます。補助額は足立区から直接園に支払います。そのため、保育料が33,000円以下の幼稚園については保護者から園への保育料の支払いの必要はありません。

幼稚園の保育料は各園で決めています。月額33,000円を超える保育料の幼稚園の差額分については、保護者の負担になります。

4年保育の場合は、3歳の誕生日を迎えた月から補助対象となります。

区外の一部幼稚園は、保護者が毎月保育料を園へ支払い、後で区から保護者に補助金を支給する方式です。

2 入園料

入園料については、保護者の所得に関わらず最大100,000円まで補助されます。

3 その他の費用について

（1）給食費

年収360万円未満相当世帯の子どもと小学校3年生以下の子どものうち、第3子以降の子どもについては、副食材料費相当分が補助されます。

（2）冷暖房費・教材費等

保育料33,000円未満の園について、(33,000円 - 月額保育料)の範囲で補助します。ただし、毎年または毎月徴収され、園則に定めがある費用に限ります。

4 預かり保育利用料

【対象者・補助額】

補助の対象となるためには、足立区から新たに「**保育の必要性の認定**」()を受ける必要があります。なお、満3歳に達した月からその年度の3月までは、住民税非課税世帯のみ対象になります。

()保育の必要性 = 保護者がいずれも就労、といった要件があること (認可保育所の利用と同等の要件)
「保育の必要性の認定」の要件については、下記問い合わせ先にご確認ください。

(注1)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。

(注2)補助の対象となる幼稚園は、足立区に確認の申請を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。
(対象となる幼稚園は足立区のHPで公示しています。)

幼稚園の利用に加え、1日450円上限として算定し、利用日数に応じて最大月額11,300円まで預かり保育の保育料が補助されます。補助は、一旦幼稚園に利用料を支払った後に足立区から保護者に払い戻しする方式です。

【対象施設・事業の複数利用について】

各幼稚園の預かり保育の実施状況によって、幼稚園以外の認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用したときも、補助対象になる場合があります。

幼稚園の預かり保育の実施状況	補助額
平日8時間以上かつ年間200日以上	幼稚園の預かり保育のみ補助対象 月額11,300円まで
平日8時間未満又は年間200日未満	幼稚園の預かり保育に加え、認可外保育施設等の利用と合わせて補助対象 月額11,300円まで

幼稚園の補助金に関する問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区子ども政策課 私立幼稚園係

TEL : 03-3880-6147 FAX : 03-3880-5641

記載の補助金額は足立区にお住まいの方に適用されます。区外にお住まいの方は各市区町村にお尋ねください。